

公 告

令和6年度 東又小学校校舎棟大規模改修工事（建築主体）について一般競争入札（地域密着型）を行いますので、四万十町契約規則（平成18年四万十町規則第51号）第6条により公告します。

令和6年4月26日

四万十町長 中尾 博憲

記

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 令和6年度 東又小学校校舎棟大規模改修工事（建築主体）
- 2 工事場所 四万十町 黒石 地内
- 3 工事概要
校舎棟：RC造 3階建 延床面積1,655.25m²
- 4 完成期限 令和7年2月28日
- 5 予定価格 消費税相当額抜きの金額 事後公表
- 6 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であること。
- 7 本工事は、当該入札に係る入札書提出時に、入札金額に係る積算の内訳を明らかにした工事費内訳書の提出を求めるものとする。

第2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たすものであること。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、（2）から（4）については、その手続開始の決定後、入札参加資格の再審査を受けた者については、この限りでない。
 - (1) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条の規定に基づく破産の申立てを行った者
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続き開始の申立てを行った者
 - (3) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく更生手続き開始の申立てを行った者
 - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てを行った者
- 3 この公告の日から当該工事の入札の日までの間に、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項に基づき営業停止命令の処分を受けた者のうち、その範囲を「公共工事に係るもの」とされた者でないこと、又は四万十町建設工事指名停止等措置要綱（平成19年4月四万十町告示第21号）に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 令和6年度四万十町競争入札参加資格者名簿に登録された者で、四万十町内に主たる営業所（「主たる営業所」とは、建設業法第5条に規定する営業所で、建設業許可申請書別表の「主たる営業所」欄に記載されているものをいう。）を置く者。
- 5 令和6年度における建築一式工事の格付けの等級（以下「等級」という。）がA等級の者。なお、下請契約の請負代金の額の合計額が7,000万円以上となる場合には、特定建設業許可（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号）を受けている者であること。等級については、主たる営業所のある都道府県の等級を準用する。

- 6 次の（1）から（3）までの要件をすべて満たす者を、当該工事の主任技術者又は監理技術者として専任で配置できること。
- （1）この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き3ヶ月以上雇用されている者であること。
- （2）許可業種の別に関係なく、建設業法第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるいわゆる経営業務の管理責任者又は第7条第2号若しくは第15条第2号に規定される営業所の専任技術者でないこと。
- （3）2級建築施工管理技士又は二級建築士若しくはこれらと同等以上の資格を有する者であること。ただし、下請契約の請負代金の合計額が7,000万円以上となる場合は、1級建築施工管理技士または一級建築士、監理技術者資格者証を有する者であること。

第3 入札参加資格の確認申請等

- 1 当該工事の入札に参加しようとする者は、令和6年5月9日（木）までに町長に一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。確認の結果、入札参加資格があると認められた者に限り、当該工事の入札に参加することができる。

なお、申請書等の提出に当たっては、下記に持参するものとし、郵送又は電送による申請は、受け付けない。

- （1）交付又は提出期間：この公告の日から令和6年5月9日（木）午後5時15分まで
（2）交付又は提出場所：高岡郡四万十町琴平町16-17

四万十町役場 総務課

電話 0880-22-3111
FAX 0880-22-3123

- （3）提出部数：1部

- （4）交付方法：直接受け取り、または四万十町ホームページからダウンロード

公告・申請様式 (<http://www.town.shimanto.lg.jp/>)

- 2 「申請書等」記載内容の確認資料として、建築一式工事の等級のわかるもの（令和6年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書）、3ヶ月以上雇用されている事がわかるもの（健康保険証等）、技術検定合格証明書、監理技術者資格者証及び指定講習に係る講習修了証、経営業務の管理責任者証明書、専任技術者証明書の写しを必ず添付すること。

- 3 入札参加資格の確認は、申請書の提出期限をもって行うものとし、その結果は令和6年5月10日（金）までに申請者に対して通知する。

なお、一般競争入札参加資格確認通知書を受理した場合は、受領書を1の（2）まで返送すること。（FAX可）

4 入札資格がないと認めた者に対する理由の説明

- （1）入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、町長に対して説明を求めることができる。
- （2）（1）の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を令和6年5月16日（木）午後5時15分までに1の四万十町役場総務課へ持参すること。郵送又は電送によるものは、受け付けない。
- （3）説明を求めた者に対する回答は、令和6年5月22日（水）までに書面により行う。

5 入札参加資格の喪失

3の入札参加資格確認通知後において、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該工事の入札に参加することができない。

- （1）第2に掲げる入札参加資格を満たさなくなったとき。
（2）申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

第4 設計図書の閲覧について

1 設計図書の閲覧

設計図書は、この公告の日から入札の前日までの間、四万十町役場総務課において閲覧するこ

とができる。閲覧に際しては、閲覧所に掲示する注意事項を遵守すること。

2 設計図書に関する質疑応答

設計図書の内容について質問がある場合は、次の（1）及び（2）に従い、書面（自由様式）を提出すること。

- (1) 書面は、四万十町役場総務課へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは電送（電話により着信を確認すること。）により提出するものとする。
- (2) 書面の受付期間は、この公告の日から令和6年5月17日（金）午前11時00分までの間、町の閉庁日を除く毎日とする。
- (3) 質問に対する回答は、書面を受理した後速やかに電送するとともに、四万十町役場総務課において閲覧に供する。

第5 入札に関する事項

- 1 入札日時： 令和6年5月23日（木） 午前10時30分から
ただし、日程等は変更することがある。
- 2 入札予定場所： 四万十町役場 西庁舎3階 西会議室3A
- 3 郵送等による入札は、認めない。
- 4 入札時刻に遅れた者は、入札に参加することができない。
- 5 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

第6 入札条件等

- 1 入札保証金： 免除する。
- 2 最低制限価格： 設定する。
- 3 現場代理人・技術者届の提出
 - (1) 落札者は、契約の締結前に、常駐させる現場代理人及び配置する技術者について、別に定める様式による「現場代理人・技術者届」を提出しなければならない。
 - (2) 「現場代理人・技術者届」について別途指定する期日までに提出がない場合は、落札決定を取り消す。
 - (3) 契約締結の前に、契約の工期中の現場代理人の常駐又は技術者の専任等の確保が困難と認められる場合は、落札決定を取り消す。
 - (4) 契約締結前の「現場代理人・技術者届」の提出により、契約締結後に必要な現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の通知がなされたものとみなす。
 - (5) 契約締結後に、現場代理人の常駐又は技術者の専任等の確保が困難となった場合は、契約の解除を行う場合がある。

第7 契約保証金

この工事の落札者は、工事請負契約の締結に当たり、契約の保証として、請負代金額の10分の1以上の金額を保証する次の各号のいずれかを納付し、又は提出しなければならない。

- (1) 契約保証金
- (2) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関又は保証事業会社の保証書
- (3) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険による保証に係る証券
- (4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券

第8 契約の締結

この工事の請負契約の締結に当たっては、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年四万十町条例第47号）第2条の規定により、四万十町議会の議決を要するため、落札者決定後は仮契約を締結し、当該議決を経たときに本契約が成立することとなる。ただし、落札者決定から四万十町議会の議決を経るまでの間に、第2に掲げる要件

のいずれかを満たさなくなったとき、四万十町建設工事指名停止等措置要綱（平成19年4月告示第21号）に基づく指名停止等の措置を受けたとき、又は建設業法第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けたときは、仮契約を締結しないこと又は締結した仮契約を解除することがある。

第9 入札の無効

この公告に示した資格要件を満たさない者が行った入札及び四万十町契約規則第19条各号いづれかに該当する入札は、無効とする。

第10 その他

1 第2に掲げる資格要件を満たした者が2者に満たない場合、又は第3の入札参加資格の確認申請を行った者が2者に満たない場合は、入札を行わない。

ただし、入札辞退等により入札参加者が1者となった場合にあっては、入札を行う。

2 入札参加者は、あらかじめ示された建設工事競争入札心得を承知すること。

3 提出された申請書等は、返却しない。

4 申請書等に虚偽の記載をした場合には、当該申請書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

5 落札者は、申請書等に記載した配置予定の技術者を当該工事に専任で配置すること。

なお、配置予定の技術者は実際の施工に当たって、原則として変更することはできない。落札者が申請書に記載した配置予定の技術者を配置できないときは、落札決定を取消すことがある。

6 工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）の運用については、平成20年8月11日高知県土木部の「工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（暫定版）」等最新の高知県の取扱いに準ずるものとする。

7 問い合わせ先

四万十町役場総務課 電話 0880-22-3111